

## 古代の新居郡

### はじめに『古代』『新居郡』とは

日本史において古代は大王・天皇の宮殿が置かれた土地によって分けられる「飛鳥・奈良・平安時代」といわれる期間となります。その初期となる飛鳥時代は古墳時代終末と重なり、終末期は武家の台頭によって鎌倉に幕府が開かれる「中世」までと私の学生時代は教わった記憶があります。

最近では前方後円墳の造営が終焉したころから院政期を迎える 11 世紀前半頃までとする考えや摂関家が政治権力を掌握する 10 世紀中頃とする考えに変わっています。

考古学でもこの時代区分に従い古墳時代まで同様に土師器・須恵器中心の編年がおこなわれます。古墳時代は窯跡出土資料の須恵器を「物差し」としますが古代は飛鳥の各宮や平城京・平安京の主要建物出土資料を基にした編年が変わっていきます。

遺跡のまとまりを解説する際も古墳時代までの主要な河川・平野というような地形的な地域区分から律令制度による「国・郡・郷」による地域区分でおこなわれるようになります。

新居郡は現在の新居浜市と西条市を合わせた範囲で、東は関ノ戸で宇摩郡と接し、西は氷見付近で周敷郡と接します。

- 1: カメ谷窯跡 2: 尾土居窯跡 3: 喜来遺跡 4: 本郷遺跡 5: 池の内遺跡 6: 河内廃寺 7: 真導廃寺  
8: 薬師廃寺 9: 上野廃寺 10: 上郷遺跡 11: 古宮経塚 12: 滝の宮遺跡 13: 上小深遺跡 14: 星原市遺跡  
15: 星原市東遺跡 16: 松原遺跡 17: 西喜光地遺跡 18: 中村田所遺跡 19: 中村田所東遺跡 20: 亀の甲窯跡  
21: 北山窯跡 22: 原八幡神社裏遺跡  
◎: 正法寺跡

※破線は推定南海道

※地形色付きは5m以上



新居郡内の古代遺跡

『愛媛県史 資料編 考古』の歴史時代で扱っている古代の遺跡は寺院跡3箇所（河内廃寺、薬師廃寺、真導廃寺）・窯跡1箇所（カメ谷窯跡）・経塚1箇所（古宮経塚）となっています。

県史編纂(昭和61年：1986)後、集落遺跡をはじめ多くの古代の遺跡の発掘調査がおこなわれ、平成28年度(2016)に公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センターが愛媛県生涯学習センターとの共同企画で実施した『伊予の古代』展では、寺院跡2箇所（河内廃寺・真導廃寺）・窯跡2箇所（カメ谷窯跡・尾土居窯跡）・集落遺跡3箇所（喜来遺跡・本郷遺跡・池の内遺跡）が紹介されています。今回はこの遺跡群を中心に解説していきます。

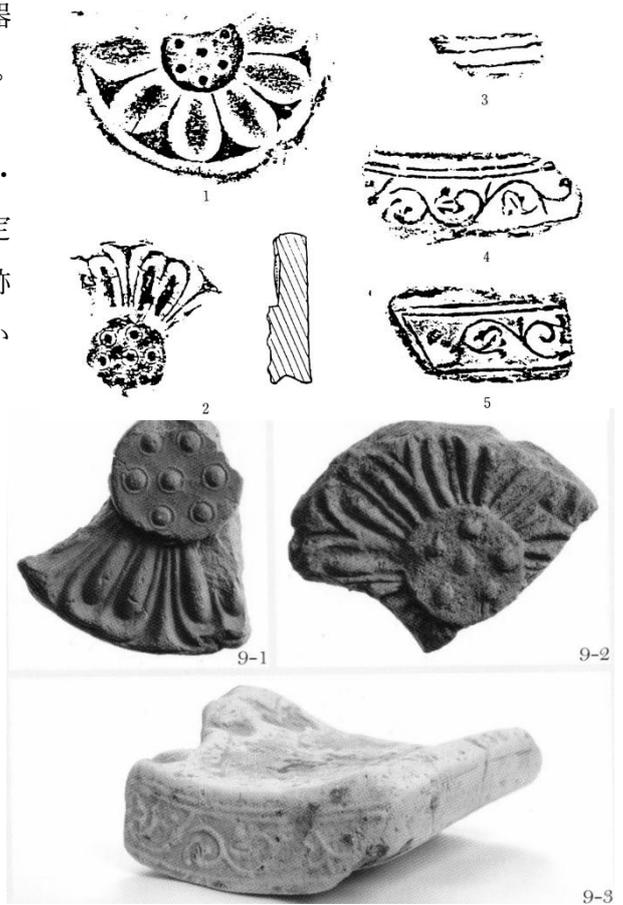
古代の遺跡から出土する「焼物の器」は古墳時代と同じ土師器・須恵器に加え硯や瓦が加わります。ほかにも緑釉陶器・灰釉陶器や越州窯系青磁、赤色塗彩土師器などが加わりますがこの新たな器は高級食器類になります。

・寺院

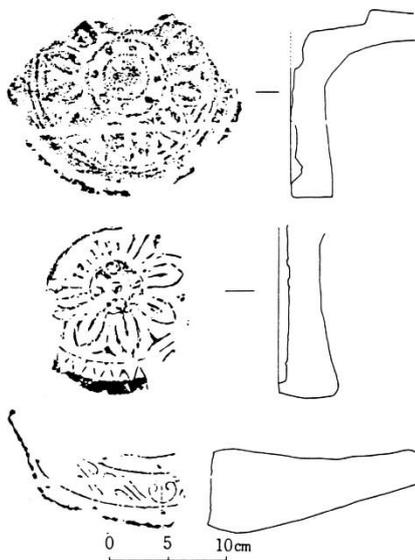
寺院そのものの発掘調査は真導廃寺だけですが河内廃寺・薬師廃寺・上野廃寺・正法寺跡(旧正法寺)など寺院跡を想定している場所は複数あり、最近の発掘調査では西喜光地遺跡のように瓦が出土するところがあるなど現在周知されている寺院跡以外にも寺院を含め瓦葺きの建物があった可能性が生じています。

≪河内廃寺≫白鳳期創建（7世紀後半）

周辺から集められた礎石群、瓦出土。未調査。出土瓦は素弁九葉蓮華文と単弁八葉蓮華文・複弁八葉蓮華文の三種類の軒丸瓦と四重弧文と均整忍冬唐草文の二種類の軒平瓦があります。素弁九葉蓮華文軒丸瓦が最も古く創建時の瓦と考えられます。つづいて複弁八葉蓮華文軒丸



河内廃寺の瓦:『伊予の古代』掲載の写真・『愛媛県史資料編考古』掲載の瓦拓影



瓦と四重弧文軒平瓦、均整忍冬唐草文軒平瓦となり8世紀後半頃のものと考えられます。

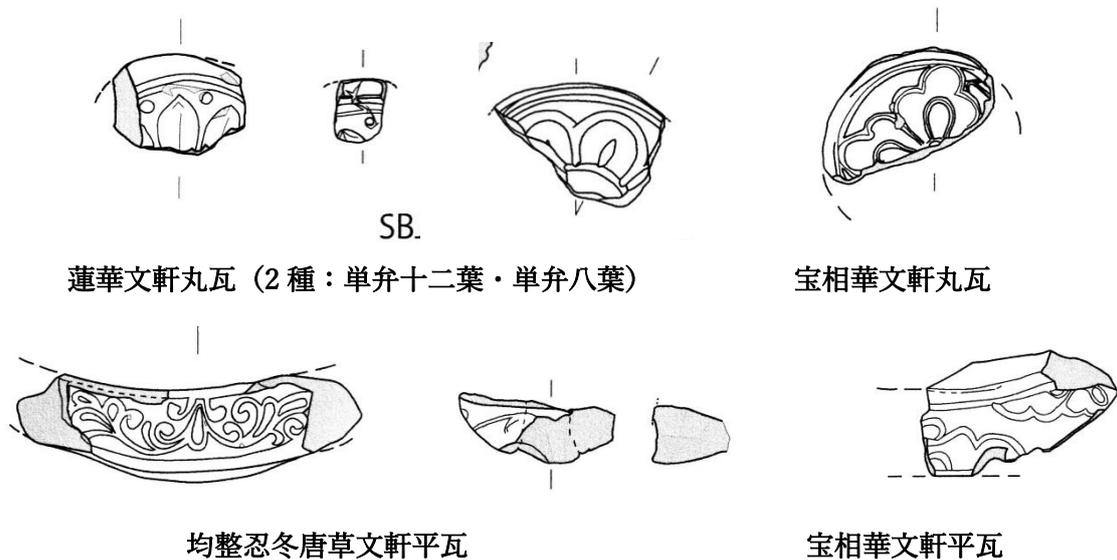
≪薬師廃寺≫平安時代初頭(9世紀初頭)

単弁八葉蓮華文と単弁十一葉蓮華文の軒丸瓦や均整唐草文平瓦が原八幡神社境内や東側の水田から出土していますが未調査のため実態は不明です。国道工事で神社前の発掘調査をおこなったところ7世紀後半から8世紀初頭の須恵器・土師器・布目瓦片が出土しており、「堂之本」「金堂」などのホノギがあるようです。

《正法寺跡》奈良時代末から平安時代初頭

単弁蓮華文や宝相華文の軒丸瓦や均整唐草文・宝相華文の軒平瓦が出土しています。

下の図は現在整理中の正法寺出土瓦の瓦当の破片です。



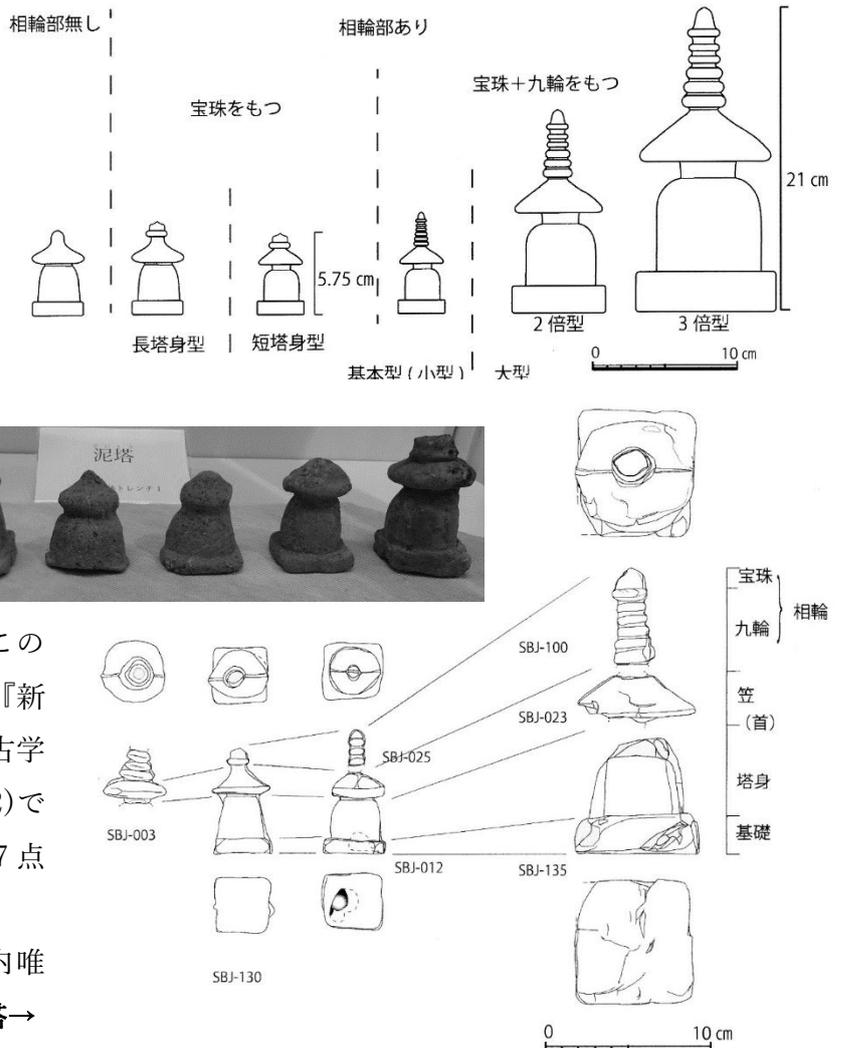
正法寺前の駐車場建設に先駆けた新居浜市教育委員会による試掘調査で多くの泥塔や瓦片が出土しました。泥塔については明治時代にすでに出土した記録があり昭和5年(1930)には周辺の農地畦から瓦片と泥塔約30点が発見された記録が残っていました。

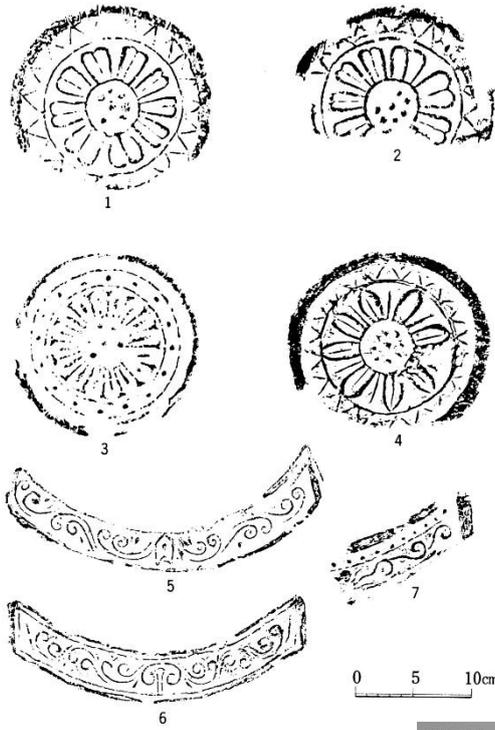
今回の試掘調査で出土したことにより、明治初年ころ・昭和5年出土が確実なもので



あったことが再認識されたものです。この泥塔については令和3年(2021)発行の『新居浜市の歴史』(新居浜市)や『愛媛考古学25・26』(愛媛考古学協会：2021・2022)で解説しています。『愛媛考古学』では147点の資料について解説をおこないました。

宝塔型泥塔出土(県内唯一、四国内唯一?) 数量的には中四国最多。 泥塔→





《真導廃寺》奈良時代末から平安時代初頭（8世紀後半～9世紀初頭）

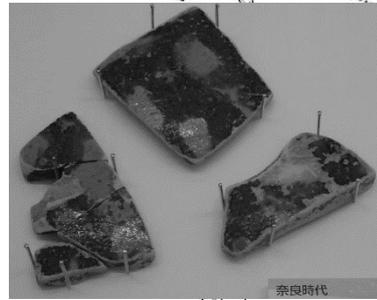
河原石を使用した基壇状遺構や階段状遺構を確認しています。階段状遺構の東側では5枚の軒平瓦が並んで出土し、基壇状遺構の上には軒丸瓦が散乱していました。軒平瓦は均整唐草文ですが中心飾りの宝珠形が通常のものではなく上下逆転したものや矢羽根型のものがあります。軒丸瓦は複弁九葉蓮華文・細弁十六葉蓮華文・単弁八葉蓮華文があります。軒平瓦は伊予国分寺や国分尼寺出土のものに類似し、軒丸瓦は薬師廃寺や亀の甲窯跡出土資料に類似しています。

Fig. 19 基壇状遺構平面図

『県史』掲載の真導廃寺瓦拓影

瓦以外の出土資料で特筆すべきものは奈良二彩の破片です。

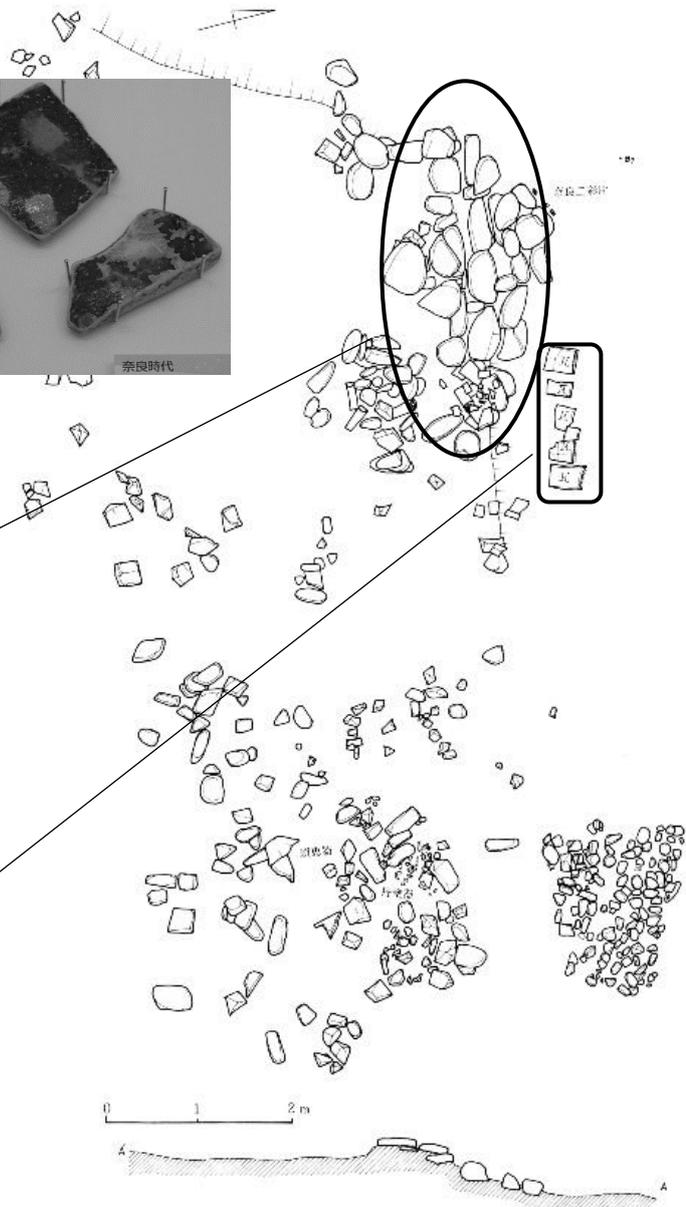
奈良二彩(緑と黄)→



石積の階段状遺構



崩れ落ちた瓦



・集落

《喜来遺跡》飛鳥時代終末～奈良時代(7世紀後半～8世紀)

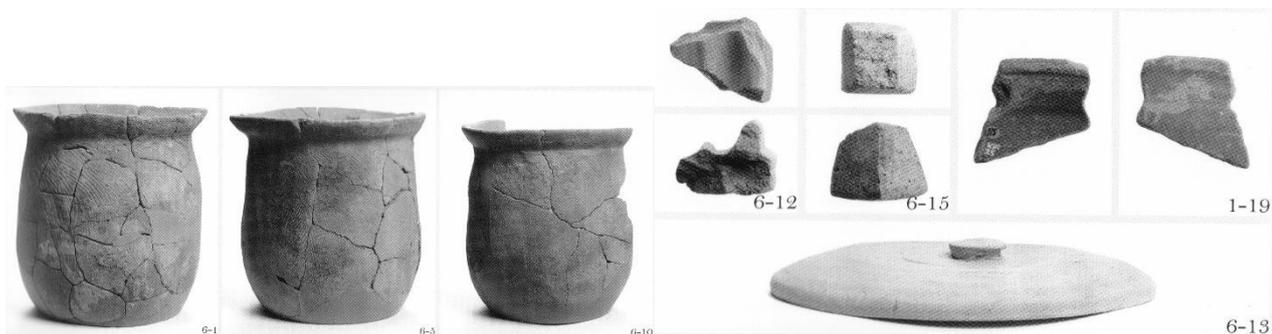
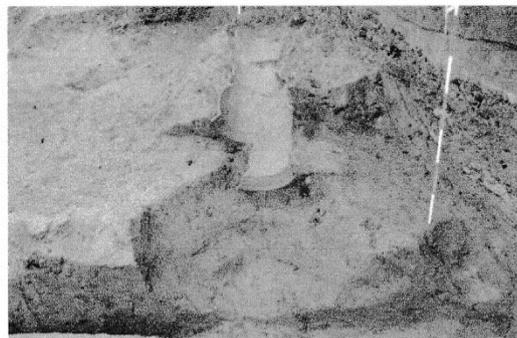
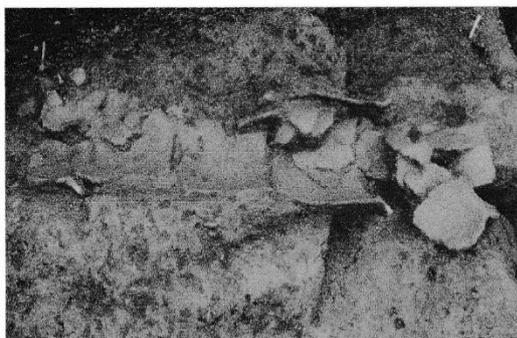
国道 11 号の拡幅工事に先駆けて調査をおこなった遺跡です。調査範囲は幅が狭く見つかった竪穴建物もその全体像は確認できていませんが、小型の竪穴建物に設置されたカマドが良好な状態で確認できました。カマドからは底を打ち欠いた土師器甕を複数重ねてトンネル状にした煙道が屋外にのびていました。



↑喜来遺跡の調査時の遺構群

竪穴建物から煮炊き用の甕が多く出土、赤色塗彩土師器・円面硯や権状石製品(秤錘)も出土＝南海道との関連

企救型甕を使用した竪穴建物の煙道→

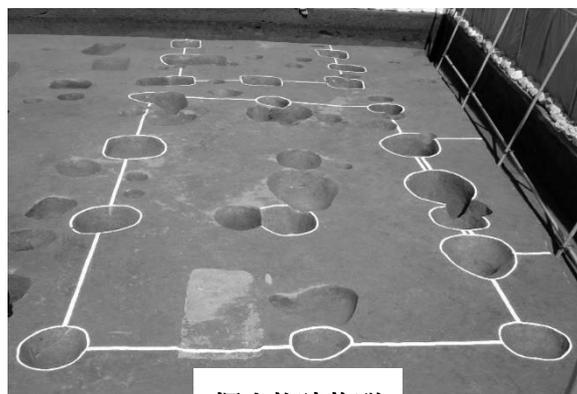


『伊豫の古代』掲載の喜来遺跡出土品

《本郷遺跡》平安時代(8世紀末～10世紀)

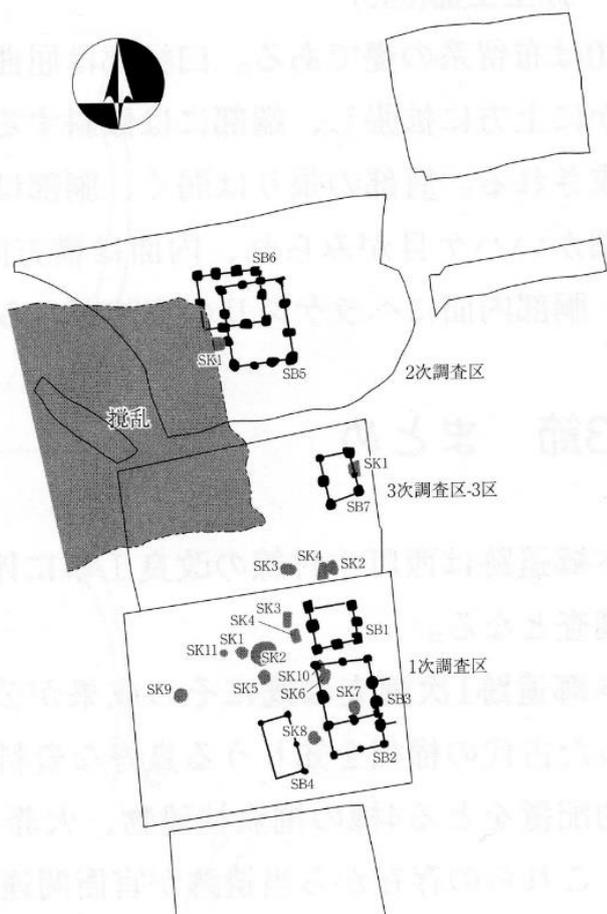
遺跡の東には新居郡衙や駅家推定地の中村松木の地名が残っています。

県道工事の事前調査で南北に並ぶ掘立柱建物を確認し、その後、交差する国道工事による調査でも同様に南北方向の掘立柱建物を確認し棟方向をそろえ規則的に建てられた掘立柱建物7棟や火葬墓を確認しています。建物には切り合ったものもあり少なくとも2時期の遺構で8世紀前半頃に建物が造られ10世紀まで使用されていたようです。



掘立柱建物群

範囲は南北方向にのびる県道幅に限られ国道延伸による東西方向では西側に遺構面のなくなっている部

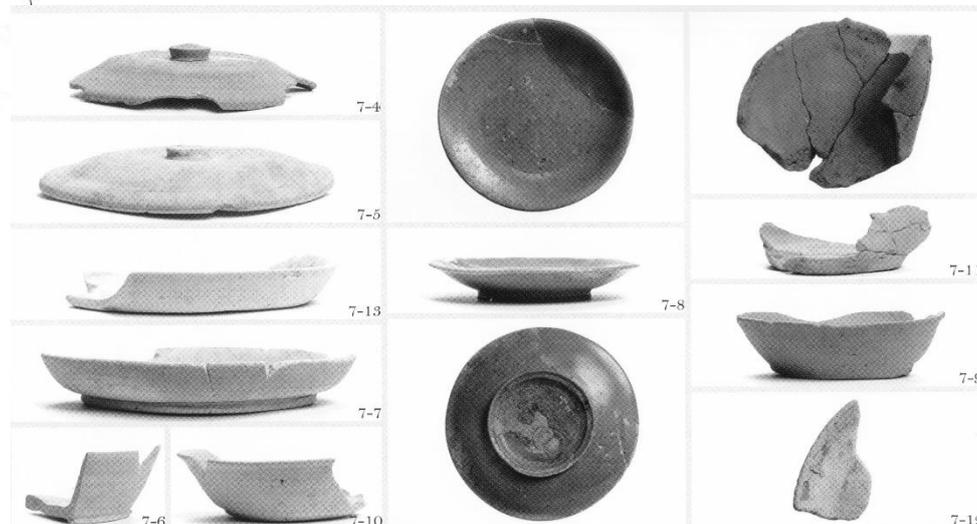


遺構配置図



火葬墓

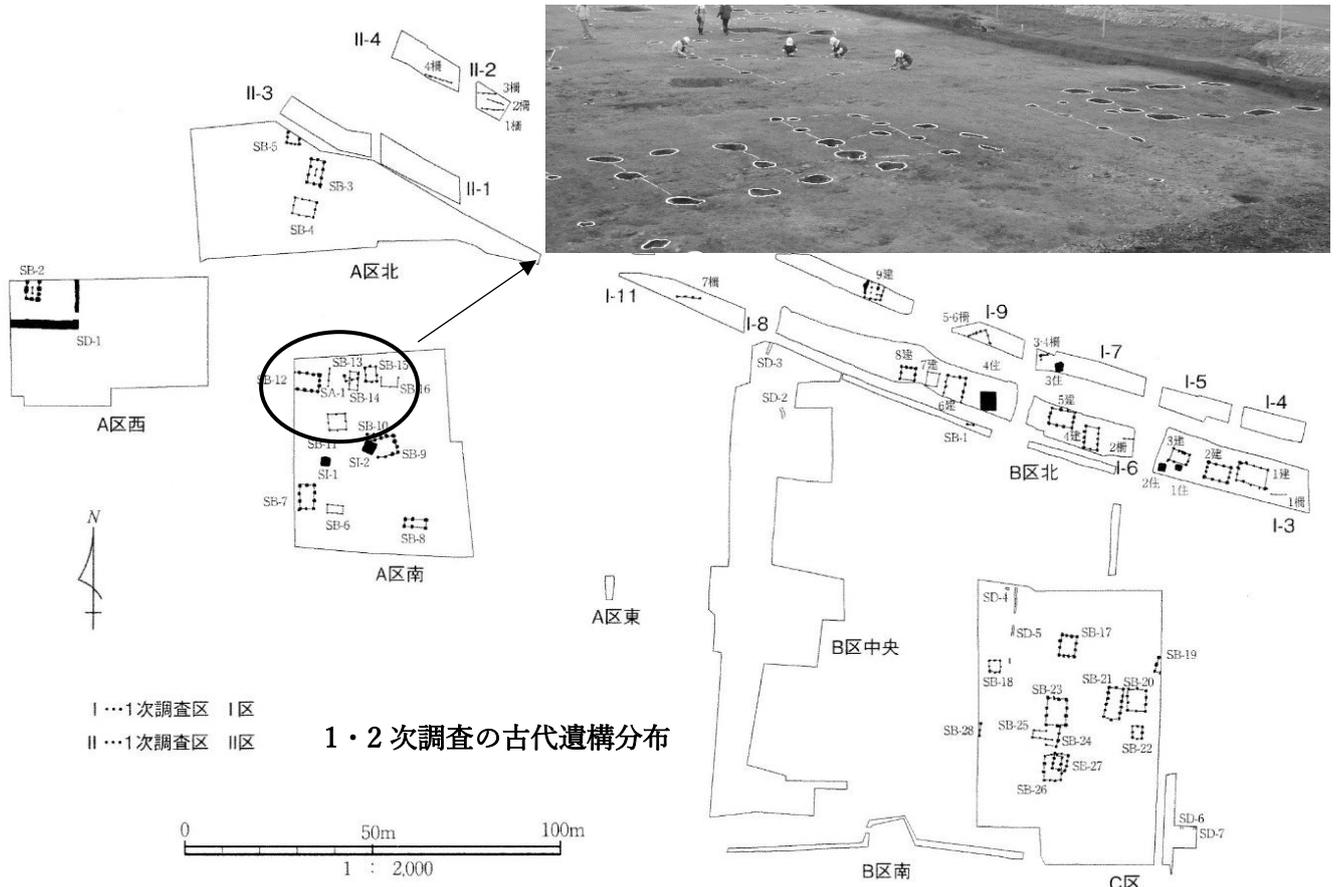
分もあり遺構の広がり確認できませんでした。須恵器・土師器以外に緑釉陶器・灰釉陶器や赤色塗彩土師器が出土しています。石帯のような役人の所在を示す資料、文房具類や墨書土器などの文字資料がなく、煮炊具が優勢で供膳具は極めて少ない状況や建物の規模が大きくないことから郡衙などの役所中核ではなく周辺の関連施設か役所に勤める官人層の居宅ではないかと考えられます。鍛冶滓・高温焼成粘土塊のような鍛冶工房（手工業生産工房）の存在を窺わせるものもあります。



『伊豫の古代』掲載の本郷遺跡出土品

《池の内遺跡》奈良時代～平安時代（8世紀中頃～9世紀）

国道工事と商業施設建設に伴い調査がおこなわれました。古代の遺構として掘立柱建物 41 棟、竪穴建物 5 棟や溝状遺構などがあります。国道工事では西・中・東の三箇所に分かれて古代の遺構を確認しています。商業施設はこのうち西・中にあたる範囲にあたり中間に遺構の希薄なところが広がります。国道工事の第 3 調査区は東に少し離れて広がっていました。商業施設を中心とする範囲の遺構は奈良時代の掘立柱建物群ですが東に離れた国道工事の第 3 調査区は平安時代の掘立柱建物群になります。この二つの遺構



群(集落)は時期的に少し差があり、奈良時代の集落が廃絶した後、位置を少し東にずらして平安時代に再び集落を営んだようです。掘立柱建物の中で注目は調査区西端で確認した溝の囲まれた1棟ですが溝も建物も全容は確認していません。

出土資料には須恵器の盤・鉢、高杯の脚部が八角形になった土師器など官衛関係の遺構から出土するような供膳具や識字階層の存在を示す須恵器の円面硯もあります。煮炊具が多く出土することから官衛の中心的な建物ではないようです。

※周敷郡の郡衛関連遺構と考えられている

久枝II遺跡では床面積 69.3 m<sup>2</sup>の掘立柱建物を中心に規則的に配置された掘立柱建物群や出土する器群の八割が供膳具となるなどから供膳具を多用する機能を持った空間(郡庁)が想定されています。



『伊予の古代』掲載の池の内遺跡出土品

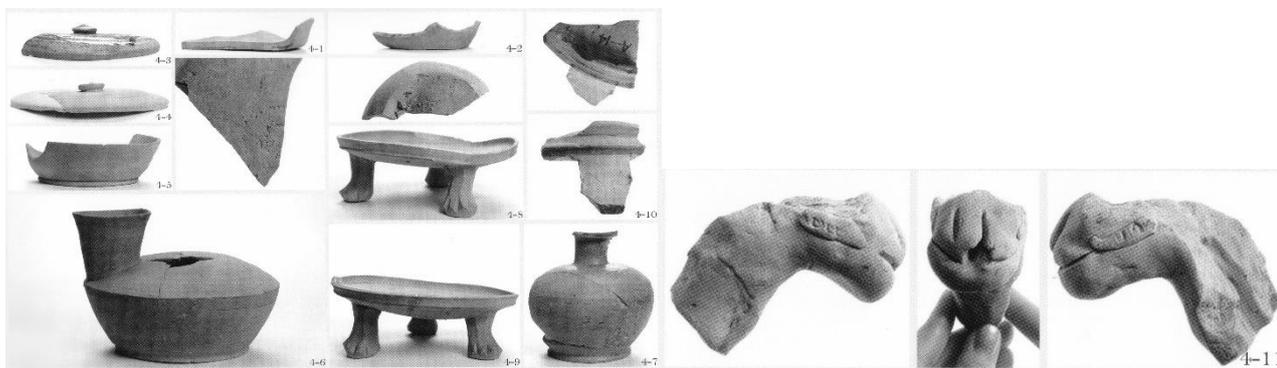
・窯跡

発掘調査の対象となった窯跡は限られていますが、嶋山郷では北山窯跡や亀の甲窯跡など7世紀後半の窯跡が存在しており周辺の寺院に使用された瓦も出土しており、今後集落で使用された須恵器が確認される可能性はあります。

◀カメ谷窯跡▶奈良時代～平安時代（8世紀中頃～10世紀）

奈良時代から平安時代に須恵器や瓦を焼成した窯跡ですが窯本体は確認できていません。灰原から出土するものは須恵器・瓦です。須恵器では杯・甕・平瓶・壺のほか一般集落では使用しない獣脚硯・円面硯、土馬などがあります。

器には「加」「庄」の刻書されたものがあり一帯に広がっていた東大寺新居庄との関連が考えられるものです。荘園は長徳四年(998)頃衰退し、窯も放棄されます。

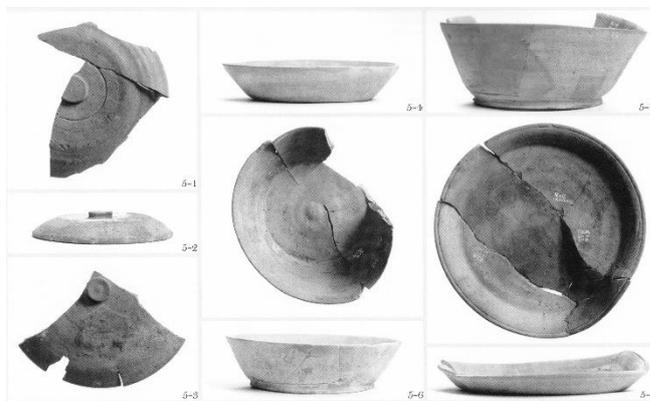


『伊予の古代』掲載のカメ谷窯跡出土品

◀尾土居窯跡▶奈良時代（8世紀前半）比較的短期間の操業

煙道などほとんど削平された窯本体と灰原の調査をおこなっています。須恵器の蓋杯・高台付杯・高杯・椀・鉢・盤・皿・壺・甕などが出土しています。中でも蓋や高台付杯などの供膳具が多く焼成されたようです。

窯本体の床面はあまり焼締まりがなく出土した須恵器の器形にも変化が少ないので短期操業だったようです。カメ谷窯跡が荘園や官的要素の強い硯・土馬や刻字須恵器が出土しているのと対照的に日用雑器を焼成する窯業集団のようです。



『伊予の古代』掲載の尾土居窯跡出土品

・経塚

◀古宮経塚▶平安時代後期

青銅製蓋付経筒と陶製外用器。経筒の底には紙本經典の痕跡。

参道状の施設をもつ周囲 2m・高さ 0.8mの積石塚の中央に石槨。



外用器

経筒

参考【宇摩平野】

・集落

《上分西遺跡》飛鳥時代～平安時代初頭、中心は奈良時代（7世紀～9世紀前葉）

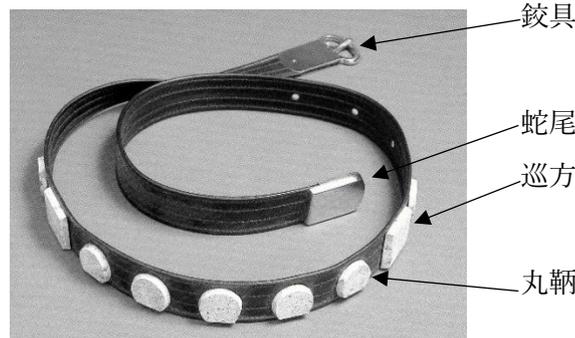
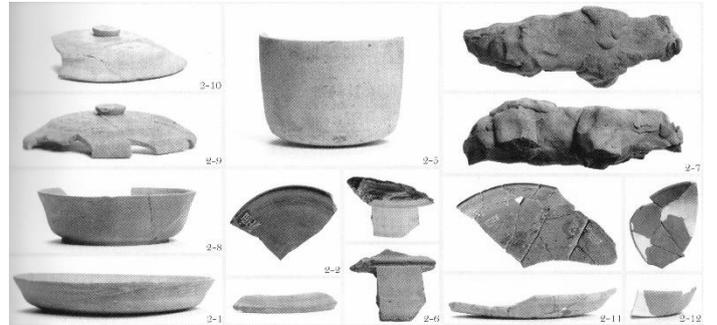
円面硯・畿内産土師器＝識字階層、官衙とのつながり？

土馬＝6世紀後半に出現し10世紀初頭までの時期。水神信仰としての供え物や疫病神を他界に送り出す乗り物として祭祀に使用します。

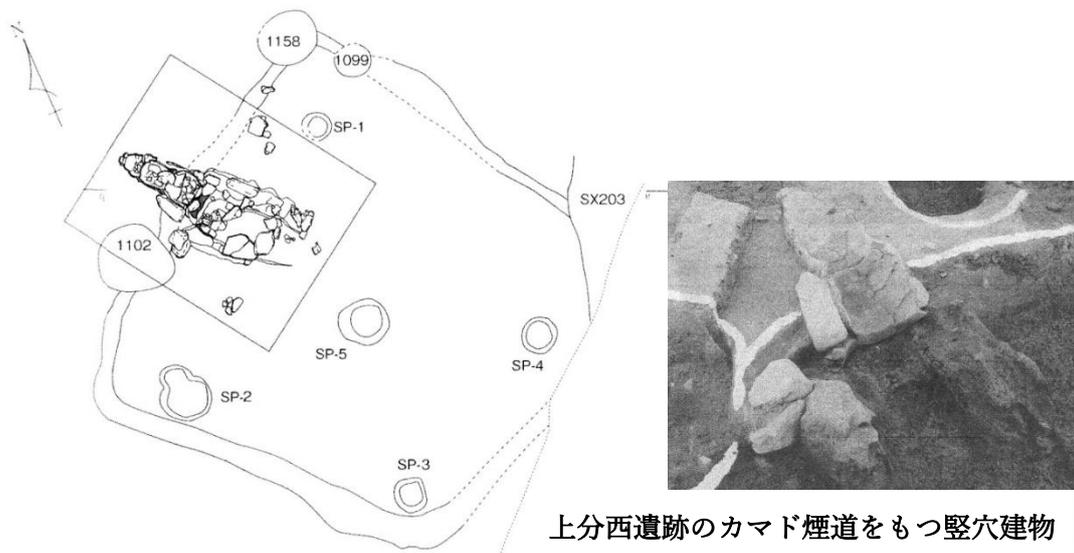
16棟の掘立柱建物と17棟の竪穴建物＝官衙ではない？

竪穴建物のカマド煙道に使用された企救型甕(8世紀後半から9世紀初頭の短期間に使用、豊前国企救郡に由来、瀬戸内海沿岸や四国太平洋沿岸の官衙的な遺跡から広く出土)

古代官道の南海道建設が始まる7世紀前葉に出現し、南海道が機能した奈良時代に盛期を迎え、廃れていく9世紀中頃には消滅する集落。



律令祭祀に使用する土馬の推定復元と石帯（鉸具・丸靱・巡方・蛇尾）



上分西遺跡のカマド煙道をもつ竪穴建物

# 遺跡の位置



# 遺構群配置



### 【道前平野西部】

《松ノ元・大久保・大開・松ノ丁の各遺跡》奈良時代～平安時代（8世紀前半～10世紀）

幅6mの直線道路を100m検出（8世紀末には廃絶）。  
条理地割に沿った坪界溝と掘立柱建物群＝官衙・駅家？

高速道路・国道関連の調査によって、条里制遺構をはじめ古代の多くの遺構群の調査がおこなわれました。旧南海道の可能性のある道路は現在の高速道分岐点と同じところで見つかりました。また、この道路周辺からは、道路に沿って整然と並ぶ大型掘立柱建物や、一町ごとの区面を表す遺構などが検出されています。掘立柱建物とともに、短期間使用された竪穴住居も見つかり、その時期が法安寺創建時と並行することから、あるいは、寺院建設に携わった職人等の居住空間を調査したのかもしれません。その後、立ち並ぶ大型の建造物群は、道路と密接に関係する『駅』などの役所なのか、この地を治めた豪族の館だったのかもしれません。

I期：官道の整備。官道に沿った官衙関連遺構群(掘立柱建物)↔一般集落(竪穴建物)。8世紀前半

II期前半：竪穴建物構成。8世紀前半～なかば

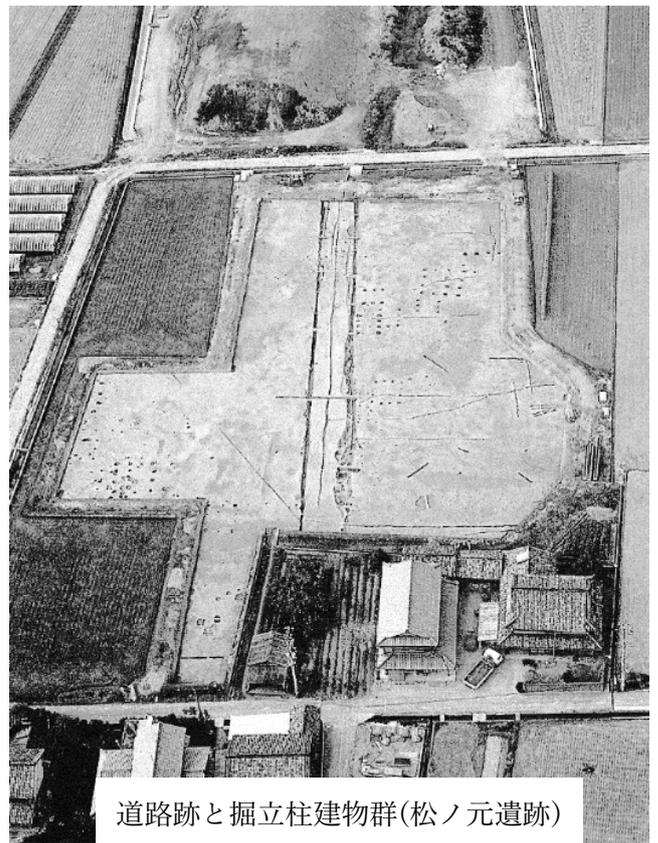
II期後半：官道周辺の官衙関連施設のあらたな展開。掘立柱建物と竪穴建物が共存。8世紀後半

III期：官道の廃絶（南海道の役駅路の変更?）。規則正しい配置の大型掘立柱建造物群。8世紀末～9世紀初頭

IV期：官衙関連施設の廃絶。一般集落の拡散。9世紀後半から10世紀前半

### 【今治平野】

《新谷森ノ前遺跡》古代の掘立柱建物群が見つっています。中でも3・7区では東西を指向し、規則正しく配置されています。（報告書作成中）





≪新谷古新谷遺跡群≫谷部の砂層から黒色土器が出土。書かれていた文字は『凡直万呂 龍』。皇朝十二銭の「長年大宝」も出土。

『凡直』は古代豪族の「凡直氏」で伊予国内では宇摩郡・桑村郡・宇和郡において存在が確認されている豪族名＝越智氏勢力範囲の今治平野でなぜ？

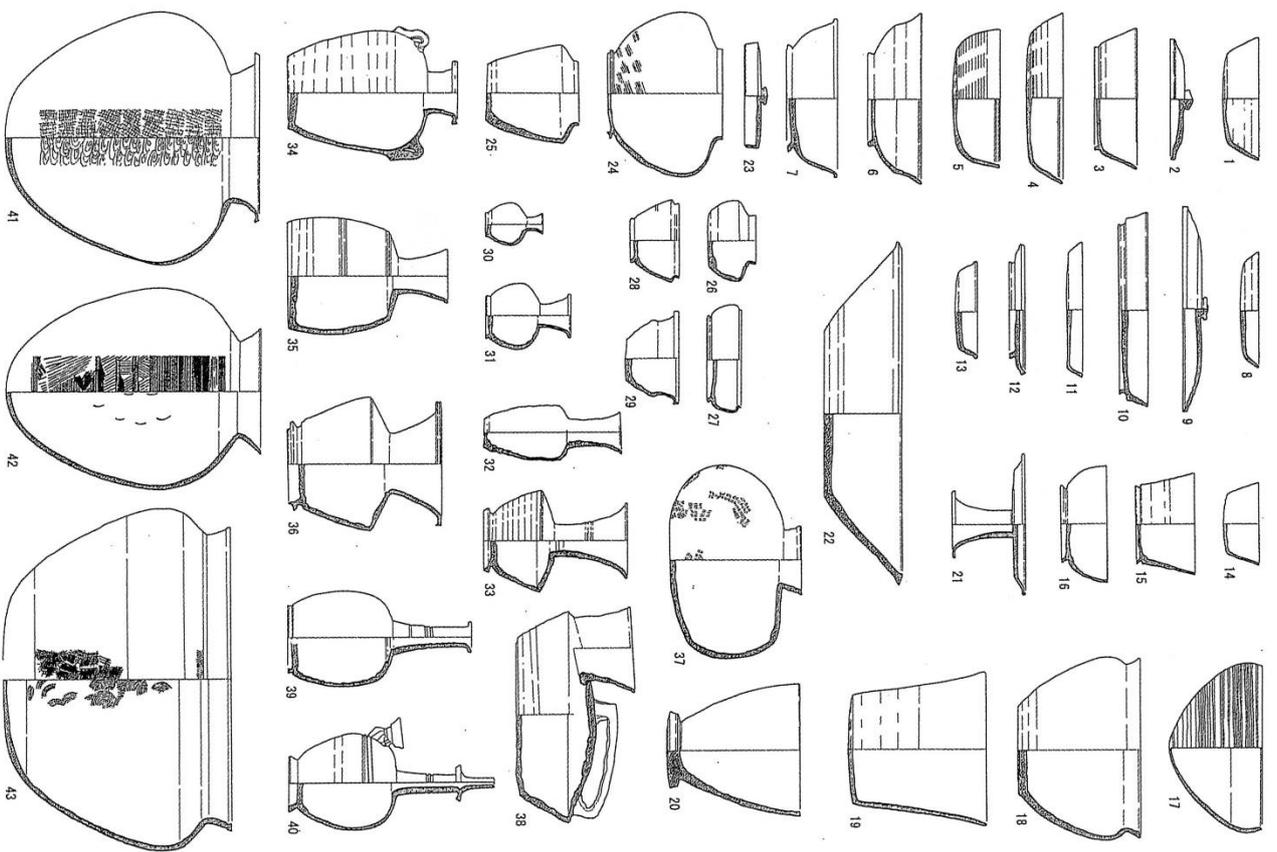
**刻書のある須恵器底部と長年大宝→**



今治平野では、刻書土器・墨書土器の出土例が多く国分寺跡からは『讀院』などが確認できます。

※(公財)愛媛県埋蔵文化財センター((財)愛媛県埋蔵文化財調査センター)の報告書や「伊予の古代」、2000年度の「星原市東遺跡」、2009年度の「本郷遺跡」や2018年度の「中村田所遺跡・中村田所東遺跡」の現地説明会資料などは愛媛県埋蔵文化財センターのHPから閲覧可能です。(トップページから「刊行物・その他」で報告書や図録、「普及啓発事業」の現地説明会から現地説明会資料)

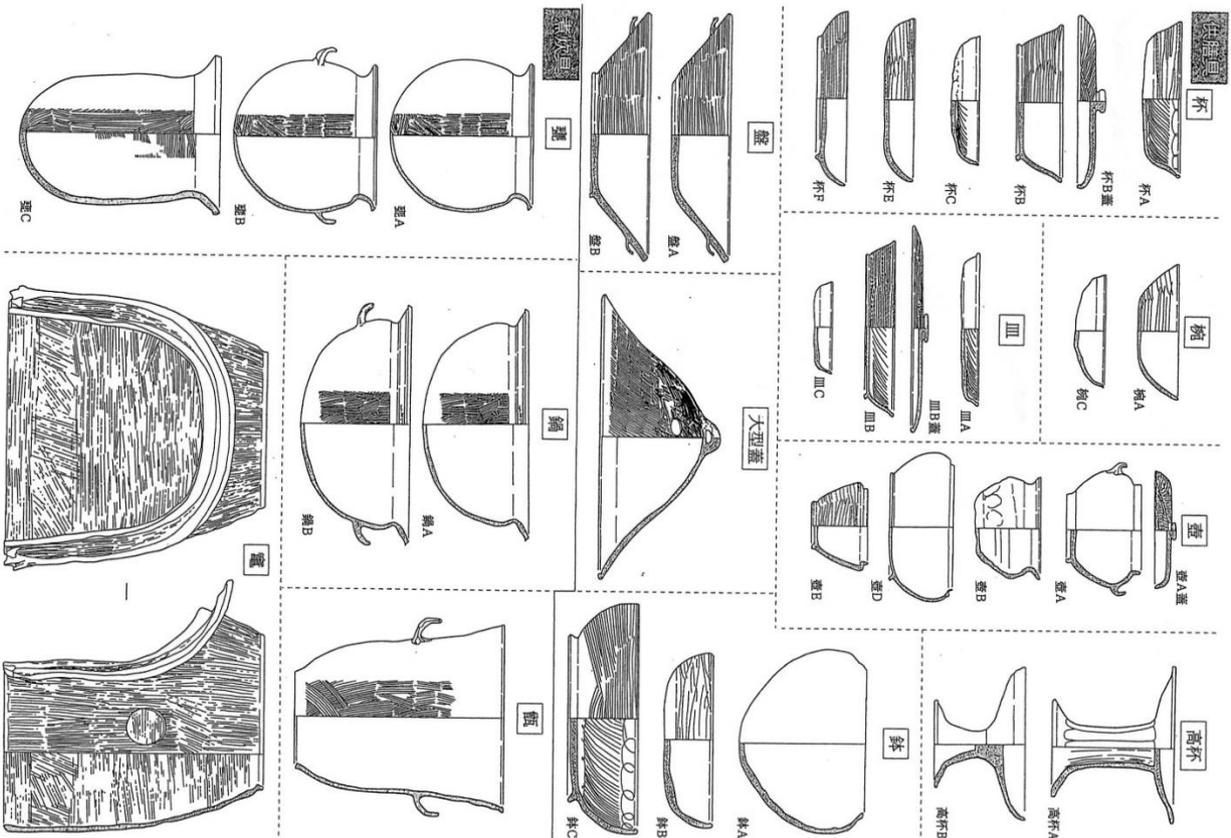
※資料7枚目(13・14頁)の図と解説文は『図解 平城京事典』に掲載されている須恵器・土師器の器種分類です。



須臾器の器種

器種名 器種説明

1 杯A	平坦な底部と斜め上にまつすぐのひろい口縁部からなり、口縁端部は丸くおさまる。
2 杯B	杯Aに高台を付した形態をそなえ、蓋を伴う。
3 杯B蓋	杯Bに伴う蓋。頂部が平らで縁部が屈曲するものや、頂部が丸く笠形を呈するものがある。
4 杯C	土器製杯Aに類する形態で、平底と斜め上に開く口縁部からなり、口縁端部は内側に巻き込む。
5 杯E	銅製に類する形態で、平底と内傾する口縁部をもち、口縁端部は内傾する。
6 杯F	磁器ないし金属器に類する形態で、底部から口縁部の立ち上がりは緩やかで、端部は外反する。
7 杯L	佐波理装飾部に類する形態で、体部に稜をもち、口縁端部は外反する。
8 皿A	扁平な底部に短い口縁部をそなえた形態で、口縁端部は丸くおさまる。
10 皿B	皿Aに高台を付した形態をそなえ、蓋を伴う。
9 皿B蓋	皿Bに伴う蓋。頂部が平らで縁部が屈曲するものや、頂部が丸く笠形を呈するものがある。
11 皿C	広く平らな底部と斜め上にひろく短い口縁部からなる。口縁端部は平坦で外傾するものもある。
12 皿D	皿Cに高台を付した形態をそなえる。
13 皿E	平底と斜め上に開く短い口縁部からなる小型の皿。口縁端部は外に薄く引き出される。灯火器。
14 柄A	平坦な底部と、ほぼ真直ぐに立ち上がる口縁部からなり、口縁端部は丸くおさまる。
15 柄B	柄Aに高台を付した形態。
16 柄C	柄Bに高台を付した形態。
17 鉢A	いわゆる鉢鉢形。内湾しながら立ち上がる口縁部と尖底ないし丸みを帯びた平底からなる。
18 鉢D	外反する短い口縁部と上位で肩の張る体部からなる。高台を付す例もある。
19 鉢E	平底で、長い口縁部がまつすぐに立ち上がるパンツボの形態。
20 鉢F	円蓋状を呈す底部と斜め上に開く口縁部からなり、片口もある。底部外面に刺突した多数の穴をもち例が多い。
21 高杯	ラッパ状に開く脚柱部と外反する口縁部をもち平坦な杯部からなる。
22 甕A	平底から直線的な長い口縁部をもち洗面器状の形態。三角形を上に折り曲げた把手や半環状把手をもち例もある。
24 甕A	いわゆる甕壺形。高台を付した平底、肩の張った体部、直立する短い口縁部からなる。把手を肩部に付す例もある。
23 甕A蓋	平坦な頂部と直角に折れ曲がる縁部からなる。空縁あるいは扁平ボタツボのつまみを付す。
25 甕B	平底で斜めうえに立ち上がる体部。比較的平坦な肩、短く直立する口縁部からなる。高台、把手を付す例もある。
26 甕C	肩部が稜角をなす胴長の体部に、直立する短い口縁部をもち平底の器。高台を付す例もある。
27 甕D	直立する短い口縁部をもち扁平な体部に高台を付すもの。
28 甕E	内湾きみに斜め上に開く体部と、狭い肩部に外傾する短い口縁部を付した広口の甕。高台を付す例もある。
32 甕G	細長い体部に、大きく長い頸部を付す形態で、轆轤水抜き成形で作られる。
29 甕H	幅の狭い肩に稜をもち扁平な体部に、直立する比較的長い頸部と大きく外反する広口の口縁部からなる小型の器。
33 甕K	細長い頸部と肩が稜り稜角をもち体部からなる長頸甕。平底で高台を付す例が多い。
31 甕L	卵形の体部に外反する頸部をもち、口縁端部は丸くおさまるものと外面に面を持つものがある。高台を付す例もある。
30 甕M	平底の丸い体部に外反する頸部を付す小型の器である。高台を付す例もある。轆轤水抜き成形で作られる。
34 甕N	平底で卵形の体部に直立する頸部を付す。肩部に耳状の把手を付す。さら体部下にも同様の把手を付す例もある。
35 甕P	いわゆる徳利形。底部径が大きく、筒形の体部に外反する頸部をもち、肩部に稜をもち例もある。
36 甕Q	肩部に稜をもち体部に、大きく外反する広口の頸部と外傾する高台を付す。
38 水瓶	平底で扁平な体部に器軸からすした広口の頸部を付す。把手がない例、高台がない例、体部が丸い例もある。
39 浄瓶	金属器を模したもので、卵形の体部に細長い頸部をもち、頸部、体部に沈線をもつ例もある。
37 横瓶	金属器を模したもので、卵形の体部に細長い頸部、ろうと状に開く注口をもち、
41 甕A	卵形の体部に外反する口縁部を付したもので、中央に外反する口縁部を付したもので、口縁部は肥厚し、外傾する面をなす。
42 甕B	卵形の体部に内湾きみの口縁部を付す。口縁端部は丸くおさまる例、内傾する例がある。肩部に把手を付す例もある。
43 甕C	肩の張った広口短頸の甕。肩部径が器高をしのぐ例が多い。高台を付す例、肩部4か所に耳状の把手を付す例もある。



器種名

器種説明

杯A 広く平らな底部と斜めにひらく口縁部からなる。口縁部は内側に巻き込んで肥厚するものが多いが、丸くおさまるものもある。a手法・b手法に加え、奈良時代後半にc手法が出現する。

杯B 杯Aに高台を付したものを、蓋を伴う。

杯B蓋 ボタンのつまみが付く平坦な頂部とただらかに彎曲する縁部からなる。

杯C やや丸みを帯びた底部と斜めに開く口縁部からなる。口縁部が内傾して面をもつのが特徴である。aないしb手法を基本とする。

杯E 金属器を模倣したもので、平底で口縁部が内彎する器形。表面を丁寧に磨くものが多い。把手をもつものがある。

杯F 杯Eに高台を付したものを。

皿A 広く平らな底部と斜めにひらく短い口縁部からなる。口縁部は内側に巻き込んで肥厚するものが多いが、丸くおさまるものもある。a手法・b手法に加え、奈良時代後半にc手法が出現し、主体的になる。

皿B 皿Aに高台を付したものを、蓋を伴う。

皿B蓋 ボタンのつまみが付く平坦な頂部とただらかに彎曲する縁部からなる。奈良時代を通じて外面にへうミガキ調整を施す。

皿C 手ごねの小型(口径10cm未満・器高2cm未満)の皿で、厚手である。e手法で調整され、口縁部上面が外反するものとしなないものがある。灯次第として用いた痕跡を持つものが多い。

碗A 丸底に近い小さな平底と内彎する弧を描いて、斜めに立ち上がる口縁部からなる。

碗C 丸底に近い小さな平底と内彎する弧を描いて、縁やかに立ち上がる口縁部からなる。口縁直下を強くたため小さく外反し、縁部は杯C同様、縁部と面を持つ。奈良時代を通じてe手法を基本とする。

高杯A 平たく短い杯部と多面体に取り付いた脚部からなる。脚部と杯部の接合部には、杯部外面に直交粘土紐を巻き上げる方法(芯棒接合法)と芯棒に粘土紐を巻き上げる方法(芯棒接合法)がある。

高杯B 口縁部が内彎する杯部と面取りのない円筒状の脚部からなる。古墳時代から続く器形で、奈良時代前半で姿を消す。

壺A 高台を付した平底と厚の強い頸部、直立する短い頸部からなる。上方に強く折り曲げた三角形把手を肩部に付す。いわゆる葉巻形。須恵器にも同様の器形がある。

壺A蓋 ボタンのつまみがある円筒平底状のつまみをもち、平坦な頂部から外方に開き気味に直線的に折れる縁部からなる。

壺B 丸底に近い小さい平底と、球形に近い頸部、外反する短い口縁部からなる広口の蓋。肩部付近に把手のないボタンの状の粘土を貼付けるものもある。胴部に粘土紐の痕跡を残すものが多い。

壺D 蓋受けのような短い頸部と丸く膨らむ胴部をもつ広口の蓋。

壺E 蓋受けのような短い頸部と直線的に広がる胴部をもつ広口の小型壺。須恵器にも同様の器形がある。

鉢A 丸底に近い小さな平底、丸底、尖底から直線的に胴部がひろがり、肩部で内彎して頸部を持たない広口をもつ。口縁部は内傾する。いわゆる鉢鉢形。須恵器にも同様の器形がある。

鉢B 平底に近い底部と、外傾ないし直立する口縁部からなる。口縁部が内側になるく巻き込むものと内傾するものがある。

鉢C 鉢Bに高台を付したものを。

甕A 平たい底部と斜めに開く口縁部からなる。胴部に把手がつくものもある。

甕B 甕Aに高台を付したものを。A同様、胴部に把手がつくものもある。

大型蓋 深い笠形の大型皿で、頂部に半環状の把手をつけ、把手の主軸に直交する二方向の円柱を穿つ。把手付丸口型壺。火舌あるいは蓋があるものは甕A。

甕A 球形に近い胴部と強く外反する口縁部からなる。

甕B 甕Aに把手を付したものを。

甕C 頸部でややすぼまる長い胴部と丸底からなり、斜めに外反する口縁部をつける。

甕A 半球形に近い胴部に外反する口縁部を付す。

甕B 甕Aに把手を付したものを。

甕 底部のすぼまった円筒形の体部で、底は大きく開ける。体部の両側に把手を付す。

甕 上を切った瓠形を呈し、一面面を半円形に大きく切り取り、その切開部の周辺に扉をつける。移動式の甕。

煮炊器具

膳具